主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、弁護人鈴村金一及び名古屋地方検察庁豊橋支部検察官検事 泉川賢冶作成名義、名古屋高等検察庁検察官検事金丸歓雄提出の各控訴趣意書に記載するとおりであり、右検察官の控訴趣意に対する答弁は、弁護人宮崎巌の答弁書 に記載するとおりであるから、ここにこれを引用するが、当裁判所はこれに対し次 ぎのように判断する。

被告人A建設に対する検察官の控訴趣意について

所論は要するに、原判決は、被告人A建設を、原判示第一、第三、及び第八の(一)の罪について懲役八月、原判示第八の(二)の罪について懲役四月に処し、未決勾留日数中一二〇日を右原判示第一、第三、及び第八の(一)の罪の刑にに入しているけれども、右未決勾留は、原判示第八の(二)の窃盗の公訴事実につい原判のであるから、この日数中一二〇日を右勾留の理由となつていない原判示第一、第三、及び第八の(一)の罪の本刑に算入したことは、刑法第二一条の解釈適用を誤つている。何となれば、原判示第一、及び第八の(一)の公訴事実とは昭和三、及び第八の(一)の公訴事実とは昭和三六年九月九日の決定により併合審理せられているから、右決定の日から原判決言渡の前日までの未決勾留日数九〇日を前者の刑に算入できるけれども、これを超えて、併合決定前の未決勾留日数三〇日を前者の刑に算入したことは違法である。というのである。

〈要旨〉ところで、同一被告人に対する数個の被疑事実について数個の公訴が提起 され、その内の一つの公訴事実に〈/要旨〉ついてのみ勾留されている場合に、右数個 の公訴事実について併合審理するときは、一つの公訴事実による適法な勾留の効果 が被告人の身柄について他の公訴事実についても及ぶことは当然であるから、右勾 留日数は勾留状の発せられていない他の公訴事実の勾留日数として計算でき、 訴事実に対する罪の刑に算入し得るものと解すべきである(所論引用の昭和三〇年 二月二六日最高裁判所第三小法廷判決)。そしてこれは、同一の被疑者もしくは 被告人に対し、その身柄を拘束して数個の犯罪事実について同時に捜査もしくは公 判審理を為すにあたり、手続の煩瑣と、却つて被疑者もしくは被告人の拘束を不当に長くする結果を招く恐れがあることを避けるために、単にその内の一部の犯罪について勾留を行うに止め、その余の犯罪事実については重ねて勾留しないのがむしてなる。 ろ実務上の慣例とたつており、この場合未決勾留日数の算入が、その勾留の行われ た犯罪事実の本刑にのみ許されるとすると、数個の犯罪事実が併合審理された場合 に、訴訟手続の簡便と被告人の拘束の長期化の防止を期するために勾留の重複を差 し控えた結果が、かえつて被告人の不利益に帰する場合が生じ、その不公平、不合 理を是正する趣旨に出でるものである。して見れば、この場合に算入し得る未決勾留日数は、併合審理の決定が為された後のそれに限るべき理由はなく、右決定前のそれを含めて、一つの公訴事実について為された未決勾留日数の全部に及ぶと解するのが、右に述べた公平の見地に合致する。所論は、このように解するならば、併 合決定によつて、一つの公訴事実についての勾留状の効果が、遡及して他の公訴事 実に及ぶことになり、併合決定前の法律関係まで変更されることになるというので あるが、他の公訴事実の罪の刑に未決勾留日数の算入が許されるのは、併合決定に よつて一つの訴訟手続になつた為、一つの公訴事実についての適法な勾留の効果 が、被告人の身柄について、事実上他の公訴事実にも及ぶに過ぎないからであつ

て、併合決定により法律的効果として一つの公訴事実についての勾留の効果が他の 公訴事実にも生ずるからではなく、またもとより併合決定前の訴訟上の法律関係が 遡及して変更されるということもあり得ないのである。従つて原判決には何ら違法 の点はなく、論旨は採用できない。

被告人Bの弁護人の控訴趣意について

所論は要するに、原審の量刑は重きに過ぎ不当であるというのである。

よつて本件各控訴はその理由がないので刑事訴訟法第三九六条に則りこれを棄却すべく、なお被告人A建設についての当審における訴訟費用(国選弁護人支給分)は刑事訴訟法第一八一条第三項により、同被告人に之を負担させないこととし主文のとおり判決する。

(裁判長判事 小林登一 判事 成田薫 判事 斎藤寿)